

2025年7月1日

お客さま各位

株式会社百十四銀行

当座預金払戻請求書の取扱開始と当座勘定規定の改定について

平素より格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

百十四銀行は、2025年7月18日付で下記のとおり払戻請求書による当座勘定払戻しの取扱いを開始いたしますのでお知らせします。

また、取扱開始にあたり、当座勘定規定を下記のとおり改定いたします。なお、改定日以前にご契約いただいたお客さまにも改定後の規定が適用されますのでご了承ください。何とぞご理解賜りますようお願い申しあげます。

本件は、政府の「成長戦略実行計画」及び全国銀行協会の「自主行動計画」で掲げる「2026年度末までの手形・小切手機能の全面的な電子化、手形・小切手の利用廃止等」の最終目標を踏まえた取組みの一環となります。

記

1. 取扱開始日

2025年7月18日（金）

2. 当座預金払戻請求書ご利用方法

当行所定の払戻請求書へ届出の印章による記名押印のうえ、口座番号を確認できるもの（当座キャッシュカード、当座勘定入金帳または当座勘定入金通帳）をご提示ください。

- 小切手と同様にお引出しの取扱いは口座開設店に限ります。
- 小切手振出しのような第三者への譲渡はできませんのでご注意ください。
- お持ちの小切手は引き続きご利用いただけます。

3. 改定する規定

- ・当座勘定規定
- ・当座勘定規定（百十四パーソナルチェック）

4. 改定内容

(1) 当座勘定規定

「当座勘定規定」の改定内容は以下のとおりです。

改定前	改定後
第8条 手形、小切手の支払 (1)～(2) 略 (3)当座勘定の払戻しの場合には、小切手を使用してください。	第8条 手形、小切手の支払等 (1)～(2) 略 (3)当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法で行ってください。 A <u>届出または登録の印章により、当行所定の払戻請求書に記名押印して提出する方法。</u> B <u>小切手を使用する方法。</u> (4)<u>前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>
第13条 手数料等の引落とし (1)当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2)～(3) 略	第13条 手数料等の引落とし (1)当行が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または<u>払戻請求書</u>によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2)～(3) 略
第18条 印鑑照合等 (1)手形、小切手または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録書により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3) 略	第18条 印鑑照合等 (1)手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影（電磁的記録書により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうへは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)～(3) 略

※下線部分が改定箇所

(2) 当座勘定規定 (百十四パーソナルチェック)

「当座勘定規定 (百十四パーソナルチェック)」の改定内容は以下のとおりです。

改定前	改定後
第8条 小切手、手形の支払 (1)~(3) 略 (4) 当座勘定の払戻しの場合には、本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用してください。	第8条 小切手、手形の支払<u>等</u> (1)~(3) 略 (4) 当座勘定の払戻しは、次のいずれかの方法でおこなってください。 <u>A 本人または代理人が当行所定の払戻請求書に署名して提出する方法。</u> <u>B 本人または代理人が自己の名義で振出した小切手を使用する方法。</u> <u>(5) 前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときには、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u>
第13条 手数料等の引落し (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2)~(3) 略	第13条 手数料等の引落し (1) 当行が受取るべき貸付金利息、手数料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手または払戻請求書によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 (2)~(3) 略
第18条 署名鑑照合等 (1) 小切手、手形または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録書により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)~(3) 略	第18条 署名鑑照合等 (1) 小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に記載された署名（電磁的記録書により当行に画像として送信されるものを含みます）を、届出の署名鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうへは、その小切手、手形、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。 (2)~(3) 略

※下線部分が改定箇所

以上